

令和7年度 第3回岡山県消費生活懇談会 議事概要

1 開催概要

(1) 日時

令和8年1月29日（木）14時00分から15時55分

(2) 場所

岡山県庁3階大会議室

(3) 出席者

ア 消費者委員

志賀秀樹委員、中里房子委員、神崎昌子委員

イ 生産・流通関係者委員

足立周子委員、右遠皇子委員、大野博巳委員

ウ 学識経験者委員

河端武史委員（会長）、長田憲司委員、石崎寛憲委員、田村久美委員（副会長）

エ 教育関係者委員

永原悦子委員、溝口篤委員、大山直恵委員

オ 事務局（岡山県）

下野間豊県民生活部長、龍田裕典消費生活センター所長、大村伸枝くらし安全安心課長 外

2 開会

(1) 岡山県県民生活部 下野間部長 挨拶

- 令和8年度予算要求においては、本日審議いただく「第5次岡山県消費生活基本計画（案）」の内容を踏まえ、「消費者被害防止対策事業」を重点事業として要求し、相談員のスキル向上、188や相談窓口の認知度向上のための広報啓発、主に高齢者のスマホ利用による消費者被害防止に向けたデジタルリテラシー向上支援の3つの取組を実施したいと考えている。
- 本日は、前回いただいた御意見やパブリック・コメント等を踏まえて修正を加えた計画案について御審議いただきたい。

(2) 事務局報告（懇談会開催要件等）

- 18名中13名の委員が出席しており、懇談会規則第6条第3項に規定する開催要件を満たしている。
- 本会議は「岡山県消費生活懇談会の公開に関する方針」に基づき公開する。本日の傍聴者は現時点ではない。（この直後に1名が傍聴を開始した。）
- 議事概要については、委員に確認いただいた後、県ホームページで公開する。

3 議題

(1) 報告事項

① 第5次岡山県消費生活基本計画（案）

会 長	報告事項について事務局から報告の後、皆様の声をいただきたい。
事務局	※ 資料により「①第5次岡山県消費生活基本計画（案）」について説明
会 長	ただいまの報告についてご意見やご質問をいただきたいが、何かあるか。前回の懇

	談会とパブリック・コメントの意見を受けて修正した案を3月に公開する、という流れの中での本日であり、特になければ問題ない。ただし、充実した成案にするため、何かあればお願いしたい。
委 員	「第5次岡山県消費生活基本計画（案）について」の資料1ページ目「2素案からの主な変更点」の消費者教育の推進で、まず1つ聞きたい。地域人材の育成という言葉が、地域の担い手の育成に変わっている。「人材」と「担い手」の違いを教えてほしい。
事務局	素案に、高齢者等を身近に見守り、啓発することができる人材の育成を図ると書いており、高齢者や障害のある方々を身近に見守って啓発することができる人、…人材、…人達、など言葉を変えるとそうしたイメージになろうかと思う。修正案で、「若年者」を対象に追加したが、その人たちがどういう人になって欲しいのかというのと、素案のときと同様で、高齢者等を身近に見守り啓発することができる人材になって欲しい。内容的には一緒だが、そうした役割を担ってくれる人を育成する趣旨が前面に出た項目名として、「地域の担い手」に変更した。
委 員	イメージは伝わってくるが、計画で様々な箇所に「人材」という言葉が使われている。そこが「担い手」になっていないが、他に「担い手」になるところはないのか。私の解釈は、外部で協力してもらう人達を「担い手」とし、例えば県の職員など、主体的に、自分たちで育成しなくてはいけない方を「人材」と呼ぶ整理だと分かりやすかった。言葉の意味としては少し違うのではないかなと思うが、ここだけ個別に「担い手」と書かれた印象を受けた。というのも、計画を進めるときには、外部の方といろいろなところで繋がっていかねければ、なかなか進まないのではないかな、という視点で、「担い手」がどう意図して使われているのか、という質問だった。違いがないなら「人材」とした方がすっきりするのではないかな。若い人たちにも入っていただきたいという部分で追加したという方がすっきりするのではないかなという気はしたが、皆様はいかがか。
事務局	確かにその整理が分かりやすいかと思うところではあるが、素案23ページ、重点目標「消費者教育を担う人材の育成」の表題の下で、「その役割に応じた消費者教育の担い手として育成するとともに、弁護士や司法書士などの専門家を含め教育の担い手の間での連携・協働を促進します」という形で、幅広い人材を消費者教育の担い手として育成する、といった使い方をしている。イメージしやすく分かりやすい表現がよいが、どのように感じられるか。
委 員	言われている意味は分かる。要は「人材」はそれを主体的に進めていく人で、「担い手」はそれを引き継いで広げていく人、という位置付けの相関関係だと思う。そういった意味を込めて、任されて広げていく人、という意味合いで捉えるので良い。
委 員	先ほど委員が言われたことはよく分かる。結局は両方必要かなと思うが、担い手が育っていないので人材に繋がっていない。担い手を育成しつつ、その定着した部分が人材となるが、担い手が育っていないので担い手を育てる。大学生等はその担い手で終わってしまうことがあるので、担い手よりも先に進んだ人材として、その後も啓発活動ができるような人を定着させるという意味での人材育成という両方ではないかなと思

	う。そこの表現をどうするか。
事務局	担い手を確保しつつ人材を育成するというイメージなのかと思う。それを広げていくと、先ほど委員が言ったように、それを広げ、さらにそこに参加してくれる担い手から、それをしっかりやっていける人材や専門家などになっていく、そういう担い手を確保しながら、人材を育てながら、やっていきたい。
委員	それがそんなに育っていないので広がっていないというところと、年齢によってばらつきがあるというところだと思うので、担い手を確保し、育てつつ、それが将来的に人材育成にも繋がっていくというイメージだと私は思う。
委員	どっちが先か、卵か鶏かの話になっている。人材がいないから担い手が育たないのか、担い手がいないから人材になってもらえないのか、どちらもどっちだと思う。基本的に、人として役割が違うということか。
事務局	担い手を育てていき、将来それを人材にしていくための取組として、まず裾野を広げるために担い手の育成をする、そういった観点の整理でお願いしたい。
委員	重点目標3は消費者教育を担う人材だが、何が先なのか。地域の担い手をまず育成するというところの確保かと思う。委員の言われたことはよく分かるが、実際に動いていると、担い手が育たないことは明らかだと思うので、その育成にまず力を入れていただき、次の段階で人材の確保に段階的に上がっていくという目標が立てられればいいのではないかとと思う。
事務局	そういうことも念頭に置いて取り組んで参りたい。
会長	ここの表現については、策定までに、より分かりやすい表現にするためにどうするかというところで、後は会長の方に任せていただければ有難いがどうか。 (異議なし) では、担い手と人材については、修正するかどうかも含めて会長にらせていただくということでお願いしたい。その他の点について御意見などはあるか。
委員	今更ではあるが、基本目標2の消費者教育の推進の1、ライフステージに応じた消費者教育の実施だが、ここの1～4の順番は何か意味があったのか。学校、地域、家庭、職域となっているが、重要度が高いところからの順番か。
事務局	これは消費者教育の推進に関する基本的な方針を国が決定しており、こちらを参考にして消費者教育の部分は作っており、国に倣って県もこの順番としている。
委員	倣わないといけないのか。
事務局	これが県の計画を作る上で、元になり、参考にすべきものでもあるため、基本的にはこれをリンクさせる形で作る方が整理しやすく、こういった順番になっている。
委員	小さいところから大きいところへ、とする方が分かりやすいと思うが、分かっ

	る人たちからすると何となく理解できるのかもしれない。他の人たちはどうなのだろうと思った。また、懇談会委員限りの資料で質問だが、高齢者向けの講座は、新しく新設された高齢者対象の出前講座に数が移動するのか。
事務局	来年度の新規重点事業で、高齢者のデジタルリテラシー向上のための新しい講座を、今までの消費者啓発セミナーとは別の枠組みでやろうとしており、消費者啓発セミナーから移行するのではなく、全く別立てである。
委員	消費者啓発セミナーの中でこれまで行っていた高齢者向けの講座は、セミナーの方に回数が入るのか。
事務局	そのようになる。
委員	そのときに高齢者に啓発しなければいけない内容を出前講座で行うということか。
事務局	来年度からやろうとしているのが、デジタルリテラシーを向上させる観点を中心に持った講座である。
委員	例えば学生が今ボランティアで高齢者向けの出前講座に行っているのは消費者啓発セミナーで、出前講座にはなりえないということか。
事務局	今、啓発セミナーの枠でやっていたいているものは、啓発セミナーとして行う。
委員	では、ボランティアで今のデジタルリテラシーの講座をするにしても、出前講座ではなくてセミナーの方に回数は入るということか。別にどちらに入っても構わないが、高齢者向けとなっており、今までしてきたものとの違いは何なのか。
事務局	消費生活センターの出前講座として、ボランティア大学生の方などにもご協力いただいている消費者啓発セミナーとは全く別の枠立てで、別個にやる講座となる。
委員	それが指摘された分かりづらさだと思うが、高齢者に消費者啓発セミナーを開いたらどうなるかという話になる。その場合はどちらにカウントされるのかという話が出てきて、それが分かりづらいのでまとめたらどうか、というのが元々の発言の趣旨だったと思う。今の回答から、予算の関係でいうと、高齢者や障害のある人を対象とした出前講座は実施するという話だろう。それは消費者啓発セミナーの受講者数のところにはカウントはされないということか。
事務局	されない。
委員	この講座は県センター職員が行く、高齢者向け出前講座の方か。
事務局	今年度も消費生活センターでしている消費者啓発セミナーは、高齢者、障害者、学校向けなど、あらゆる世代向けにやっている。これは来年度以降も続けていく。消費者啓発セミナーの中で高齢者向けのものもある。来年度以降、新しく始まる高齢者向け出前講座は、また別の主体でやろうと思っており、人数などは別カウントである。

委 員	それは県センターが実施するのか。
事務局	これは予定だが、高齢者向けのデジタルリテラシー向上のための出前講座というのは、委託事業（業務委託）を考えている。
委 員	そこに県センターは全然関係しないのか。
事務局	例えば、県センターの相談員を講師として活用することもあるかとは思いますが、事業としては別になる。
委 員	分かった。
委 員	配慮を要する消費者の被害防止、ライフステージに応じた消費者教育の実施のどちらにも消費者啓発セミナーがあり、2の方は回数で、3の方は人数でカウントするが、これは別物なのか。消費者啓発セミナーの配慮を要する消費者被害防止型とライフステージに応じた消費者教育の実施は別ものなのか。（素案P. 35）
事務局	ライフステージに応じた消費者教育の実施の消費者啓発セミナーは、消費者啓発セミナー全体の参加人数である。高齢者や障害のある方を対象としたものは、消費者啓発セミナーの中で高齢者や障害のある人を対象にして行ったものである。
委 員	では、3の消費者啓発セミナーの中に、2の消費者啓発セミナーが含まれるのか。
事務局	はい。
委 員	なぜ上が回で、下が人なのか、という話だと思う。それぞれ違う線が引っ張ってある、ということであれば、何回・何人と分けて報告すれば分かりやすいと思う。ただし、これは報告の仕方なので、ここで押さえていかなければならないのは、別々のものかどうか、という話である。先ほど言われた消費者啓発セミナーの102回は、高齢者向け・障害者向けに実施された分かと思うが、この資料にもそれを補足したければ、これまでに102回開かれており、この5年間で次回は160回目指す、というのを書けば良い。あくまで2と3は、線が引かれた違うもので、2の配慮を要する消費者向けのものは、次期計画から新しく入れるということだろう。
委 員	来年度、消費生活センターに、成年後見人が、判断力の乏しい被成年後見人の消費者被害を防止するためにどうしたらいいかという講座をお願いしている。それには意欲を持っていて、消費生活相談員の方と一緒に、今までにない講座をしてもらいたいと思っている。新設される高齢者向け講座は、配慮を要する消費者の被害防止という枠の中で設置されるものであれば、高齢者向けではなく、配慮を要する消費者向け出前講座と分かりやすくした方がいいのではないかと。そうすれば、その中に高齢者も障害者も含まれ、今消費生活センターをお願いしている、成年後見人など見守る立場の人に対する講座もできるのではないかと。それが県で考えている新設の高齢者向け出前講座と別物だったら申し訳ないが、今お願いしている講座のようなものも含めたもので考えてもらいたい。

事務局	委員が今言われた成年後見人向けの講座も、被害防止の上で有効なものだが、目標値を考えると、成年後見人などの支援者を含めると、基準となる過去の実績の抽出に当たり、支援者として計上すべきか判断しにくい例もあり、目標値としては当事者に絞り、高齢者や障害のある人を対象としている。
委 員	では、目標として出しにくいから、ということで理解したら良いか。
事務局	目標を設定するための実績を拾いにくい。事務的な視点で恐縮だが、今後もどの範囲を対象とするかという問題が出てくるかもしれない。
委 員	その数字の中に入れて欲しいというわけでもないが、今申し上げたような講座が、2の配慮を要する消費者の被害防止という項目に、数値としては入れなくても含まれるという考え方はよろしいか。
事務局	数値としては入らなくても、考え方としては含まれる。概念としては、十分に目的に合致したものにしたい。
委 員	前の計画では見守りの講座もあり、数値が出ていたが、次の計画には入れないと聞き、どうして入れないのかと思った。項目は消えてしまったが、もうしないのかと聞くと、消費生活センターの方ですと言われたので、見守りの講座を消費生活センターにお願いしたところである。
事務局	「見守り力アップ講座」という名前の講座は今年度までで、目標値としては使えなくなる。
委 員	数字には入っていないが、これからもそういう講座をお願いしたらしていただけるという理解でいいか。
事務局	それは消費者啓発セミナーで対応する。
会 長	では目標値に関してはよろしいか。上は回、下は人を目標にするのが、岡山県としては良いということであった。簡単に考えれば配慮を要する消費者被害の防止なので、これは同じ人が何回も最新の被害状況について聞きに来る場合もある。消費者啓発セミナーをライフステージに応じてやるので、同じ人が聞きに行くというよりはその場その場のセミナーで来る人数だとすれば、回数なり人数なりを目標とするのも良いと思う。最終的に案になるのはあくまで35ページの方ではあるので、ご理解いただければと思う。他の部分で、何かご意見やご質問などはあるか。
委 員	こちらの方が主題なのだが、27ページにエシカル消費について書かれているところがある。まずエシカル消費とは、という話だと思うが、公正で持続可能な社会を目指して人や社会環境に配慮した消費行動である、というのは、世の中ベースの定義と違うのではないか。人・社会・地域・環境、プラス今で言ったら生物多様性まで含めたところに配慮した行動がエシカル消費ではないかと思っている。県が発表すると発信力があるので、そこの部分は正しく書かれた方がいいのではないか。

	また、その次の県の考え方で、環境や資源に配慮した、よりよい消費行動ということだが、エシカル消費は環境や資源にも配慮はするが、それ以外のことにも配慮する消費行動だと認識しているので、そこは書き方をしっかりした方が良いのではないかなという要望である。
事務局	記述の参考とした、国の計画などを確認する。
委員	価格転嫁に引っ張りたい部分があると思う。もう1つの質問を先にするが、適正価格とは何か、という部分はどのような設計なのか。適正価格という言葉はここだけで使われていないか。商品の適正価格に対する消費者の理解が必要であるという趣旨が伝わりやすいように、それを変えた部分がどこかに乗っかっていると思う。 他ではそういう表記をされているので、そちらに合わせたらどうかということである。それを見て判断し、変えるなら変えるで良い。まずはエシカル消費がどのようなものを対象にしている、それを買うことがどのようなことに配慮した買い物なのか、というところだけ確認してもらいたい。ここで答え合わせをしようということではない。
事務局	エシカル消費の該当箇所は、国の消費者基本計画の文言を引用した部分である。
委員	確認だが、国がそう書いていたらそう書かなければならないというスタンスか。
事務局	すべて国に沿ってというわけではないが、書きぶりを検討するにあたっては、国の書き方を大いに参考にさせてもらっている。
委員	さっき言ったとおり最終判断はお任せする。この場でエシカル消費とはどんなことを話させていただき、とりあえず少しでも広がったら良いと思った。
事務局	ここは限定的にせず、他にもあるのだということを含めて書くか、或いは、委員が言われたようなことを直接書き込むかは、検討させていただき、会長ともご相談させていただく形としてよろしいか。
委員	できれば正確に。「など」という使い方もあるのではないかなと思う。
委員	今のところと少し近いが、同じ場所で、今回追加されている例示の中で、「通常のものに比べて高価格な場合があることから」と書いてある。私自身が必ずしもエシカル消費に詳しいわけではないが、一つの例示かと思い、かなり限定的な言い方をしていると思った。代表的な例の1つとして挙げているなら、「あることなどから」といった書き方でも良いかなと思う。
会長	ここで何か追加などは特にはないか。 では、公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進の部分については、今後、定義も確認の上、必要な修正について検討させていただければと思う。
委員	大体の背景は分かるが、意識調査で聞いた項目から来ていると思う。エシカル消費に絡めた部分で、環境のことなど、「何々しますか」「何々を知っていますか」とい

	うところに出てきた項目で、経年ですとそれを比較しているというのが背景だと思うので、そこから引っ張られている。世の中では少しずつ意識は広がっているのではないか、あまり齟齬が含まれない方がいいのではないか、というのがもともとの趣旨である。
会 長	おそらく施策の方向との兼ね合いもあり、そこからのエシカル消費の説明になっていると思う。イコールで書くと疑問符が付く方もいるとは思っているので、施策の説明として、冗長にならず、これでいいのかと思われないような書き方があるのか、ということもある。配慮した表現があるかは検討させていただければと思うが、いかがか。良ければ次に移りたい。では、他の部分について、ご意見やご質問などはあるか。
委 員	基本目標の目標値について、今後これが決まった場合、どういう頻度で達成状況をチェックしていくことになるのか。特に消費者ホットライン188の認知度は、前回調査の頻度がかかなり少なかったかと思うが、例えば計画最終年度になって低い数字が出てきた場合には、打つ手がなくなることもあり得ると思う。次回どのような形になるか。
事務局	毎年数値が出る項目については前年度実績を取りまとめて、この懇談会でご報告をしているところだが、消費者ホットライン188の認知度については、5年に1回の計画改定の前に行う消費生活に関する県民意識調査の中で調査している。毎年そういう県民意識調査ができれば一番良いが、それはハードルが高い。次の消費生活に関する県民意識調査は、令和11年になると想定している。
委 員	この計画の1年前に出てくるのか。
事務局	そうだ。次の計画について、案を議論する前の年になると思う。
委 員	効果測定ができないまま188の認知度を上げる施策をやっていくのは、手探りの状態になってしまう。それでいいのかとは思いますが、どうなのか。
事務局	おっしゃるとおりだと思うが、今の数字と対比するのであれば、県民意識調査となるが、毎年の実施は難しい。例えば、県の職員が大学で県の取組を説明する授業をさせていただくこともあり、そういった場で尋ねることで、「幾らかは反応を得られる。今後、188の周知に力を入れようと思っており、その反応や手応えを見る方法の1つにはなるかと思う。
委 員	基本的なことかもしれないが、今回5ヵ年計画を立てるという中で、目標値をどう設定するかというのももちろん1つの議論ではあるが、目標値をある程度決めたとして、その中で、188に限らず、その他の項目を含めて、途中の経過がどうなっているかを確認することも大事だと思う。この5ヵ年計画のもとで、状況を踏まえながら、毎年ある程度進捗を考えるとと思うが、5年の間での途中確認とその後の施策の検討をどうするのかということについて、少し説明をお願いしたい。
事務局	この懇談会を年に2回開いており、その中でご報告をさせていただき、その数字を見ながら、次年度の事業の取組を考える材料にして参りたい。大きな社会情勢の変化

	があった場合や、国の消費者政策の大きな変更があった場合には、5年間計画の途中での見直しが場合によってはあり得るのではないかとということも含んでいる。計画案の36ページ「計画の進め方」の中で、諸情勢の変化への対応として、そういったことがあった場合には適時適切に見直す、としている。
委 員	大きな環境変化があれば、というのはあると思うが、環境変化がないにしても、立てた目標の中で、どのように状況を確認して、後の施策をどうしていくか。こういった場をまた設けてフォローしていくのか、或いは、例えば3年の中間地点で県の中で議論するなど、何か決まった場はあるのか。
事務局	決まった場としては、この懇談会の場になる。年2回開いており、そのうちの1回は実績報告をしているが、それを個々の取組にどう生かしていくのかは、実績を毎年ご報告させていただく中で、委員の皆様方にもいろんなサジェスションをいただき、毎年、次年度にどういった取組をするかと考える中で、目標値として設定している。その進捗状況等を見ながら、常に、この取組でよかったのか等を考える材料にしている。
委 員	188に限らず、課題として、いろいろな媒体での広報を強化するなどが大切だと思っている。188を毎年調査して、パーセンテージを調べるのは、予算などいろいろなことがあって厳しいだろうと思うが、先ほど言われた、中間で何らかの部分で知っておく、ということは大切なことではないかと思う。県民意識調査のような題材ではなく、データとして使える、採用できる程度のサンプル数ではできないのか、と思ったりするが、他県はどうなっているか。188は他県も取り組んでいて、毎年出されるところもある。直前になって、1年前での数字が出てきて、今回出た目標値の30%は前から30%だったが、出てきたのがこの数字っていうところで、1年では追っかけられない等という部分になってくるのが望ましくないので、1度他県の調査もした上で、その数字が分かることで効果があるなら、中間点で測ってみるのも1つではないかと思う。
事務局	他県が実際どれぐらいの頻度で、どうやって把握しているのかは、手元に資料がないが、そういった観点で予算の動きも見てみながら、ご提案いただいたようなことも含めて、今後の課題とさせていただければと思う。
委 員	調べただけでは意味がない。他県で何をやっているかも併せて参考にしていかなければならない。他県では伸びている、岡山県では伸びていない、その差は何なのか、ということと、途中でやったとしても変わらなかったときに、では何が必要なのか。その前にそもそも30%立てた段階で、次に何をしなければいけないのか。今までと同じことをしていたのでは、30%を達成しないと思うので、前回までと違う取組をきちんと出した上で、これをやったから若干増えた、という見通しも付くと思うので、お願いしたい。
会 長	では、データの取り方についてはよろしいか。他の点で、ご意見などないようでしたら、本日はこれで審議を終えたいが、よろしいか。
委 員	適正価格への理解というのは、非常に難しい言葉だと思う。今回変わったのはなぜ

	だろうか。前の「付加価値」というのは、商品そのものや、そこに持っている価値ということだと思うが、言葉の言い換えだと思う。生産にかかるコストなどに対して理解をしていただくのも必要で、こちらの方が私は馴染みがあるからかもしれないが、分かりやすいかと思う。私の素朴な疑問を投げかけたが、皆さんいかがか。
事務局	確かに、何が、誰にとって適正なのか、ということがあるかもしれない。場合によっては、「商品の価格への理解」などフラットな感じにするのも1つの方法だが、委員はどのように受け取られるか。
委員	遠のいた感じがする。この趣旨は、商品の値段だけではないところへの理解という部分なのだろうが、平易な言葉や、行政が使う言葉にした方が良い。適正価格とは何かと聞かれたときは、少ししんどいのではないかと思う。国は「公正な価格」などといった表現に留まっているような気がする。この「適正価格」は踏み込んでいる。人によって異なるということとは私たちも今非常に悩んでいるところだが、それを書くのはそれなりに覚悟がいるのかと思う。見えないところへの理解という話だと思うが、変えるのであれば、そこを表現する方が良いのではないかと思った。
委員	私は、商品の適正価格への理解と言ってもらった方が言葉としてよく分かる。経済用語のような、付加価値やコストの価格転嫁と言われてもピンとこない。しかし、この商品の適正価格に変えたことによって、元々の意味から遠ざかっているのであれば、元の文言でも良い。それよりエシカル消費という言葉自体がもっと分からない。SDGsの方がまだよく聞く。別の概念だと思うが、付加価値やコストの価格転嫁に戻すとしても、要は、エシカル消費というものを県民に分かりやすく伝え、エシカルな消費行動ができるように、国や県が率先して、私たち消費者に教えていただくことがまず大事だと思うので、ここの表現はどちらでも良い。商品の適正価格と言われたほうが分かりやすい。
事務局	場合によっては、注記のような方法もあるかもしれない。
会長	商品の値段ではなく、商品を値段以外の価値で選択することについての理解であり、価格を理解してもらうというよりは、価格以外で選んでいるということではないか。エシカル消費とは、価格を理解して受け入れるというより、価格以外のところで選ぶことだと思うので、適正価格への理解というより、そちらの書き方が良いという気もしないではない。何か良い書き方があれば、検討させていただきたい。適正価格を理解しているということは、この価格はこれで成り立っているからこの価格なので、価格より重視して選びたい、という消費行動であり、高い価格を理解して買っているというのは、結局その中身を理解していることとイコールだと思うが、適正価格への理解と書く必要があるのかという点もある。より良い言い方はあるかもしれない。
事務局	なるべく多くの方に分かりやすい言葉を検討させていただきたい。
委員	先ほどの話を聞いて思ったが、比べて高価格な場合があるからと書くのは、結構逆説的だったと思った。価値が高いと思われるから、価格も高くなるということがあるのだろうと思うが、そこを書いた趣旨をまずお聞きしたい。先ほどエシカル消費自体が分

	かりづらいと言われたが、2～3割程度しか知らない言葉だと思うので、今の段階で、そこを普及啓発していこうというところに、価格が高いと明言したりすると、余計分かりづらくなったり普及しにくくなったりさせるのではないかという懸念を持ったので、ここの書きぶりも考えてはいかがかと思った。
事務局	検討させていただく。
委 員	環境に良いものの方が少し高い、というのは普通になってきており、例えば、コピー用紙でも、紙質は少しざらっとしているが、再生紙の方が環境に良いので、少し高くてもこれを使おうとする。普通に消費者の感覚だと思う。
会 長	環境や資源に配慮しているから高いというのは先入観で、そうではなく、環境や資源に配慮していないから安いと言うのが適正価格だという考えだと思う。エシカル消費というのは、コンプライアンスを無視して作っているから安く、安いのが異常で高いのが普通だ、という考え方にしていきたいということだと思う。高価と言ってしまおうと、安いのが普通だということで、その反対としての高価ということになってしまおう。そう言ってしまおうと、安いのが普通という前提があるので、それで本当にいいのか、という懸念もある。そうした考え方の普及啓発というところでもあり、そこを分かりやすく説明できる文言を考えたい。 時間の方もあり、もしよろしければ、この辺りで、審議を締めさせていただきたい。今日の充実した審議で、様々なご意見を賜ったので、これにより字句の修正など必要となった場合については、会長の方に任せていただきたいと考えているが、その点はよろしいか。 (異議なし) それでは私の方で対応させていただければと思う。本日の議題は以上である。

4 閉会

(1) くらし安全安心課 大村課長

- ・ 本日はいただいたご意見を踏まえ、会長とも相談させていただき、3月に計画を決定し、成案は委員の皆様にもお送りさせていただく。
- ・ 懇談会の委員任期は令和8年4月末までであり、来年度改選を行う。今後、推薦依頼等の手続を進めさせていただくので、よろしくお願いしたい。

(2) 河端会長あいさつ